

## 資料2 遺棄・危害等の防止（個体登録措置を含む）

### 論点メモ

#### 1 問題点等

動物を飼養する者は、人への危害や迷惑を防止するとともに、その動物を適切な状態で終生飼養する責任を有しているが、飼い主の責任意識の低さや外国産動物等の安易な飼養の増加等を背景として、次のような問題が発生している。

飼養動物の放逐が全国各地で慢性的に発生しており、人への危害や迷惑、動物の愛護、生物多様性保全等に係る多種多様な問題が発生している。

動物の飼養保管においては、外見による個体識別が困難であること、逸走や放逐された場合には所有者の特定が困難であること等から、所有者不明の動物の逸走や放逐が後を絶たない状況にある。特に、危険動物等の公益の侵害を惹起するおそれの高い動物については、より厳格な個体の管理が求められるところである。

危険動物の危険性は「種特性」に依存するものである。従って、その規制のあり方は、飼養保管されている地域によって変わるものではないにもかかわらず、必要に応じて条例を定めて許可制を導入する仕組みとなっている。このため、危険動物に対する規制のない自治体がある等、規制の内容に地域的差異が生じている。

#### < 具体例 >

全国各地におけるミドリガメの放逐

危険動物であるニホンザルやワニ等の逸走、放逐

危険動物の規制等の態様に地域格差

危険動物に関する規制のない自治体：4自治体

規制対象となる動物種の指定に地域的差異

#### < 制度上の不備 >

現在は、虐待行為の一類型としての遺棄行為しか規制の対象になっていないことから、動物の愛護及び管理上の問題があるにもかかわらず、野外に飼養動物をみだりに放逐する行為一般については規制の対象外である。

飼養者の明示措置が義務化されていないため、逸走や放逐された場合の所有者（責任の所在）の特定が困難である。

危険動物に関する規制は、全国的な見地から実施すべきものであるにもかかわらず、条例に依拠した規制となっている。

## 2 対応策

上記の問題の解決を図るため、次の事項について検討することが必要である。

### (1) 「放つこと」の禁止：

終生飼養の確保等の飼い主責任の徹底を図るため、禁止行為を「遺棄」から「放つこと」に拡大することについて（ただし、野生鳥獣の保護増殖等を目的とした行為を除く）。

その際、遺棄や給餌給水の停止等の虐待行為の禁止対象動物である「愛護動物」を「虐待禁止対象動物」と「放逐禁止対象動物」に区分することについて。

### (2) マイクロチップ等による個体登録：

#### ) 危険動物等

人への危害等、公益侵害のおそれが大きく、厳格な個体の管理が必要である動物については、マイクロチップ等の個体登録措置の義務づけを行い、個体識別の徹底と飼主責任の明確化を図ることについて。

#### ) 愛玩動物

犬ねこなどの一般的な愛玩動物についても、放逐の防止などの管理の観点、迷子対策や病歴の管理等の動物愛護の観点から、マイクロチップ等による個体登録措置が求められているところであるが、一律の義務化については、国民的合意が醸成されていない状況にある。このため、飼い主による自発的な取組みを基本としつつ、個体登録措置の普及支援事業等、必要な措置を実施していくことについて。

### (3) 法律に基づく全国一律の規制（危険動物）：

全国的な見地から動物による危害の防止対策を推進するため、条例を定めて規制する方式から、法律に基づく全国一律の許可制とすることについて。

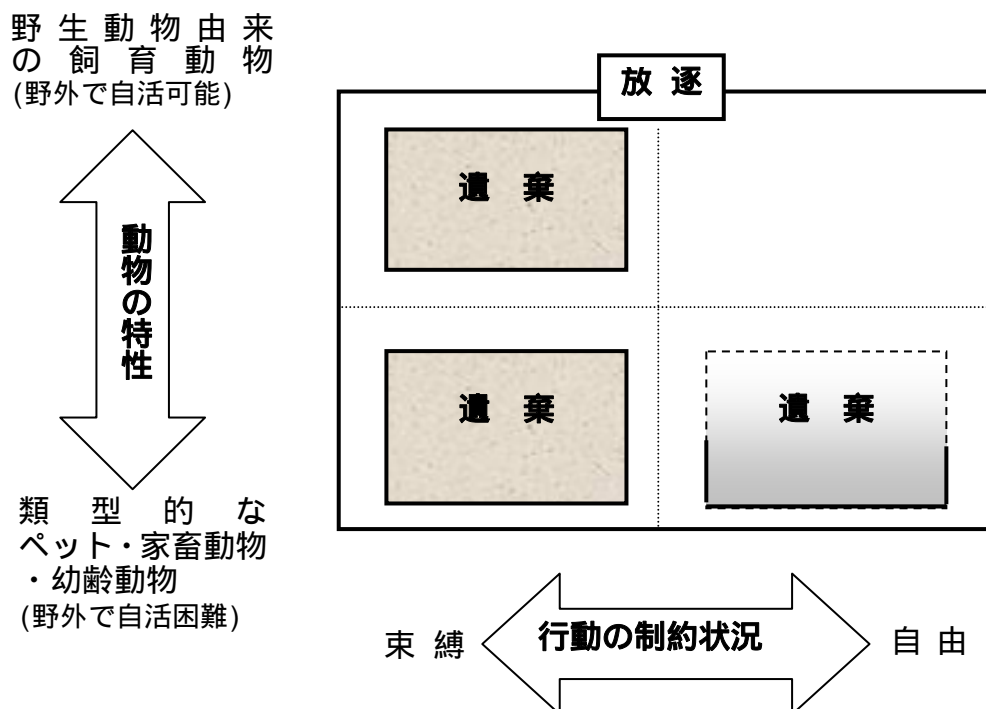
1 「遺棄」の考え方

遺棄とは、危険な場所に移置させる行為や、危険な場所に遺留して立ち去る行為（置き去り）のことであるといわれているが、動物愛護管理法の法益の一つである「他人に迷惑や危害を与えないという適正管理」の面を強調すると遺棄罪成立の巾は広がる。しかし、虐待と遺棄を「動物愛護の公序良俗の保護」という法益のもとで統一的に理解すべきものとする立場からは、遺棄も残虐な処遇といいうる程度のものであることを要するということになるため、人に迷惑や危害を与えないという適正管理の面については副次的に考えることが妥当であるとされている。

なお、命あるものである動物を飼養する者の責任としては、動物の生態、習性及び生理を理解し、愛情をもって動物を取り扱うことだけでなく、動物を終生飼養することも含まれているものである（家庭動物等の飼養及び保管に関する基準等）。こういった意味においては、野外で自活できるからといって放逐することは、動物の愛護管理上、決して望ましいことではない。また、野外で自活・繁殖しているペット由来の動物が、生態系・生活環境・農林水産業被害等を引き起こしている事例も見受けられている。このため、従前、「放生」は好ましいこととして社会的認知を受けていた行為であったが、現在は、動物愛護管理上はもとより自然環境保全上も慎重に対処すべき行為に変わってきている。

一方、人の占有下にあった動物を放つ行為としては、養殖キジ・ヤマドリの放鳥事業、傷病鳥獣の野化事業、クマの奥山放獣などが、野生鳥獣の保護増殖等を目的として全国各地で行われている。

< 遺棄の考え方：模式図 >



## 2 諸外国におけるマイクロチップの普及実態

諸外国におけるマイクロチップ等の個体登録措置については、国により法的規制の有無にばらつきがあるが、いずれの場合も、動物愛護団体や獣医師会の熱心な取組みによりマイクロチップが普及してきている。

例えば、王立動物虐待防止協会（RSPCA）を始めとしたイギリスの動物愛護団体では、引取りや捕獲により確保した犬を新たな飼い主に譲渡する場合、マイクロチップによる個体識別措置を実施しており、主要な動物愛護団体が所属する英国犬猫保護施設協会の施設・業務基準において、各団体が管理する動物については、永久個体識別の手段としてマイクロチップを使用するよう定めている。また、マイクロチップの普及を図る際のキーポイントとなるマイクロチップの読取機については、動物福祉を所管する自治体や各動物愛護団体の事務所に配置されている。

### < 諸外国における犬の個体登録措置及びマイクロチップの普及状況 >

| 国名      | 法的規制の有無       | 飼養頭数  | 個体識別手段          | マイクロチップの普及状況 |
|---------|---------------|-------|-----------------|--------------|
| オーストラリア | あり（州によって異なる）  | 310万頭 | 鑑札、刻印、マイクロチップなど | 100万頭（32.3%） |
| シンガポール  | あり            | 3万頭   | 刻印、マイクロチップ      | 3千頭（10.0%）   |
| イギリス    | なし            | 665万頭 | -               | 92万頭（13.8%）  |
| ドイツ     | なし            | 500万頭 | -               | 150万頭（30.0%） |
| カナダ     | あり（州等によって異なる） | 380万頭 | 刻印、マイクロチップなど    | 55万頭（14.5%）  |
| 日本      | なし            | 990万頭 | -               | 約8万頭（0.8%）   |

注）諸外国：主たるマイクロチップ会社の販売数のみを計上。従って、実際の普及率はもっと高いと思われる。

日 本：世論調査及び主なマイクロチップ会社の販売数をもとに推計